

## 「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

コメントの概要	金融庁の考え方
<p>本改正案は、国際会計基準審議会（IASB）が公表した国際会計基準（IFRS）を削除又は修正なく指定国際会計基準とする従前からの方針を堅持するものであり、異論はない。</p> <p>しかしながら、個別のIFRSを我が国の制度として導入する際には、その影響の技術的評価を含むエンドースメント手続が行われ、かつ、その手続が明らかにされることが望ましいものとする。現状の指定の手続については、現在、企業会計基準委員会（ASBJ）で検討されている修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）の取扱いも併せ、中長期的に見直しが行われることを希望する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>